第60回 民間資金等活用事業推進委員会 議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第60回 民間資金等活用事業推進委員会

日 時:令和5年5月18日(木)10:00~11:02

場 所:中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室(オンライン併用)

出席者:

【民間資金等活用事業推進委員会委員】

飯島委員長、上村(多)委員、上村(敏)委員、大橋委員、坂井委員、難波委員、二本松委員、山口委員

【内閣府】

岡田内閣府特命担当大臣、田和内閣府事務次官、井上内閣府審議官、林政策統括官 (経済社会システム担当)

民間資金等活用事業推進室

英室長(大臣官房審議官)、田村参事官、茨木企画官、鈴木企画官

議事:(1)アクションプラン(令和5年改定版)(案)について

- (2) 各種ガイドラインの改正(案) について
- (3) 民間提案調査部会の設置について

(1)

〇田村参事官 定刻になりましたので、ただいまから、第60回「民間資金等活用事業推進 委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

開催に当たり、岡田大臣より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

○岡田大臣 皆様、おはようございます。PFI担当大臣を務めさせていただいております岡田直樹でございます。飯島委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、オンラインで御参加の皆様に感謝を申し上げたいと存じます。

私は大変印象に残っているのですけれども、去年の臨時国会の最終日は土曜日でありました。土曜日には普通は国会は開かないものですけれども、最終日でありますから、これは与野党で話し合って本会議を立てて、そして、このPFI法の改正案が成立をしたということは大変ありがたいことでございまして、皆様のお力添えのたまものと感謝を申し上げております。

これでコンセッションを始めとしたPFI事業がより柔軟に、力強く展開することができる環境が整ったと思っております。改正法案の取りまとめに向けて多大な御尽力、精力的な御議論を賜りました委員の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

今後は、こうした環境を最大限に活用しながら、質と量の両面からPFIのさらなる充実を図ることが重要となってまいります。このため、国会審議でも様々な御指摘をいただきましたけれども、そうした面も踏まえながら、新たに取り組むべき事項を定め、アクションプランを改定してまいりたいと存じます。

例えば今後10年間で具体化を狙う事業件数を分野ごとに明確にして、今後の道筋をより 詳しく具体的にするとともに、これも国会でしばしば指摘が出たところでありますけれど も、地元企業がメリットを感じて参画しやすくなるような新しい枠組みを打ち出してまい りたいとも考えております。

これから新たにできるアクションプランがより実効的なものとなり、大きな成果を上げていくことができますように、委員の皆様方の御知見をお借りしなければなりません。何とぞ今後とも精力的な御議論を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。〇田村参事官 ありがとうございました。

それでは、報道関係者の皆様は、ここで御退室をお願いいただければと存じます。

(報道関係者退室)

- 〇田村参事官 申し訳ございません。岡田大臣は公務のため、こちらで退席させていただきます。
- ○岡田大臣 先生方、またよろしくお願いいたします。

(岡田大臣退室)

○田村参事官 本日は、現委員数9名のうち、現時点で8名の委員の皆様に御出席いただいておりまして、定足数であります過半数に達しております。委員会が成立しておりますことを、まずもって御報告申し上げます。

続きまして内閣側の出席者を御紹介させていただきます。

事務次官の田和でございます。

内閣府審議官の井上でございます。

政策統括官の林でございます。

PFI推進室長で審議官の英でございます。

司会を務めさせていただきます参事官の田村と申します。よろしくお願いします。

なお、本会議のアクションプランの改定内容に直接関わる資料1-1、1-2及び関連する参考資料、これらにつきましては、規則の第5条に基づき非公表にてお願いいたしたいと存じます。

それでは、以後の議事につきましては、飯島委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○飯島委員長 おはようございます。

議事に先立ち、資料の取扱いについては、事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

初めに、議事1について事務局より説明をお願いいたします。

〇茨木企画官 それでは、PPP/PFI推進アクションプランの改定案について簡潔に御説明をさせていただきます。資料 1-1 を御覧ください。

1ページ目でございます。まず、PFIは社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環を生み出すことから、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱として、引き続き強力に推進することを記載してございます。

そのため、PFIを質と量の両面から充実するために、事業件数10年ターゲットの設定、新分野の開拓、PFI手法の進化・多様化、この3つの柱でアクションプランを拡充する方針とさせていただいております。

2ページ目を御覧ください。アクションプランの目標である10年間で30兆円の達成に向けまして、新たに事業件数10年ターゲットを重点分野において設定するというものでございます。既に設定済みの5年で70件の目標を含めまして、事業方式を拡大しつつ575件というターゲットを設定するものでございます。

3ページ目を御覧ください。これは各重点分野における10年ターゲットの内訳を示しています。特に水道・下水道・工業用水道の3分野につきましては、ウォーターPPPという新たな官民連携方式の導入を進めていくというものでございます。

それに関しまして4ページ目を御覧ください。現在、水道分野では最も先進的な官民連携方式でありますコンセッションが6事業開始しています。一方で、先進的であるがゆえ

に、地方公共団体にとっては取組のハードルが高いという側面もございます。そのため、 裾野の拡大が課題となっています。そのため、地方公共団体が取り組みやすいウォーター PPPの導入を進めていくことを考えてございます。

5ページ目を御覧ください。ウォーターPPPのスキームの概要でございます。これはコンセッションのように運営権は設定いたしませんが、10年以上の長期契約、性能発注、維持管理と更新を一体でマネジメントする、こういった条件の下、運営を包括的に民間に委ねるものでございます。地方公共団体が取り組みやすいスキームとなるため、官民連携の裾野拡大とコンセッションへの段階的移行の促進が期待されます。

次に、6~7ページを御覧ください。2つ目の柱でございます。ハイブリッドダム、空き家等を有効活用するスモールコンセッション、自衛隊施設、港湾緑地、河川敷地など、PFIなどを活用する新たな分野を積極的に開拓していくというものでございます。

8ページ目を御覧ください。中小規模も含めた幅広い地方公共団体でのPFIの普及に向けて、手法の進化・多様化にも挑戦していくというものでございます。具体的には、地域経済社会により多くのメリットをもたらすことを志向するローカルPFIや、施設単体ではなく地域全体の経営視点を持った新たな官民連携手法の推進を図っていくものでございます。

以上がアクションプラン改定の3つの柱の御説明でございます。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○飯島委員長 ありがとうございました。

初めに、アクションプランの案を取りまとめていただいた山口計画部会長からコメントをお願いします。

○山口委員 計画部会長を仰せつかっております山口です。どうぞよろしくお願いいたします。私から計画部会での議論を少し御紹介させていただきたいと思います。

本アクションプランについて計画部会で審議をさせていただきました。基本的に、この内容について御賛同・御了承いただいたわけですけれども、それに加えて、それぞれの委員の方々の御専門の御知見に基づいて、建設的な御意見を賜りました。ここでは、そのうち4点を御紹介したいと思います。

まず1点目が、10年ターゲットということで、今の資料1-1の3ページのところで、もともと昨年度は5年件数目標ということで、70件というのを設定していたのですけれども、10年ターゲットが575件ということでかなりの件数になりますので、この実現に向けたPDCAサイクルをきちんと回していただきたいということと、それから、単に量ありきではなくて、先ほどの御説明にもありましたように、質と量をきちんとバランスよくしていくというところがありますので、量ありきではなく、質にも十分配慮した形で、この実行を進めていただきたいということです。これが1点目です。

2点目が、ウォーターPPPについて、計画部会のときには、こちらの5ページに示すような枠組みが示されていませんでしたので、どういった内容なのかというところが、少し疑

問が出たところなのですけれども、今回、基本的な枠組み案を提示いただいた。ただ、これだけではなかなか事業化には進めないところがありますので、より一層具体化していただくとともに、事業化に向けた支援をお願いしたいと思います。

3点目が、新分野の開拓ということで6ページです。こちらは全部で8つの分野を挙げていますけれども、こちらは5年ないしは10年という時間軸で、このような8つの分野を開拓していくことが示されていますが、分野によっては時間軸をじっくり10年取ってやるべきものと、それから、GXのような喫緊の課題として、もっと短い時間軸で行うべきものがあるのではないかということ、それから、分野に関して、特にエネルギーに関しては、太陽光発電などに傾斜しているのではないか、もっと幅広い再生可能エネルギー分野に関する事業の掘り起こし・開拓が必要なのではないか、そういった分野の見直しというところで御意見が出たかと思います。

最後の4点目が、最後の8ページのローカルPFIということで、こちらは8ページの左下にありますように、ローカルPFIの定義ということで示されていますが、これはどうしてもサプライサイドに焦点を当てたものということになります。当然のことながら地域企業や地域産材、地域人材といった地域資源を活用するからこそ地域ニーズに合致したより優れたサービスが提供でき、また、地域のにぎわいの創出につながるのではないか。要はサービスの受益にも焦点を当てた形でローカルPFIの効果検証が必要なのではないか。

そういったような意見を主な意見としていただいたと理解しております。 私からは以上です。

○飯島委員長 ありがとうございました。

それでは、アクションプランについて、委員の皆様から一言いただければと存じます。 オンラインで出席の方から五十音順に指名させていただきます。

それでは、上村多恵子委員、よろしくお願いいたします。

○上村多恵子委員 おはようございます。上村でございます。

今の次の10年に向けてのアクションプランをお聞きして、PFIも非常に地についたものとなり、そして次の10年になっていくなと思いながら聞いておりました。

先ほどの岡田大臣のお話にもありましたように、PPP/PFIはもともと財政規律と経済成長、それから、新分野における国際競争力強化、また、その地域、その時代、住民にとっても一番必要なものを良い形で民間資金、民間の知恵を使ってやっていくという道具立てとしてPFIというのは有効なわけです。今のアクションプランの話を聞いていて、特に前の10年間でやった、そして、どんなことが地域の住民、それを使う方にとって非常に便利であったり、また、楽しく使われたか、それから、もう一つ大事なことは、いかに財政規律に寄与したかというところまで少し検証して、そして、よかったことを公表するというか、発表するというか、知らしめるというか、そういうことを広報しやっていきながら、次なる10年に向けてやっていくべきだと思います。

後のほうの資料で、新しくVFMについてのいろいろな数式、入れ方、考え方、計算の仕方

が出てくるみたいですが、それをVFMだけの数字で使うのではなくて、それが各自治体のバランスシート改革にどう寄与するのか、変わっていくのか、そこまでぜひ踏み込んで、これから見せていくと良いと思います。それをまた水平展開していくということが、こういうアクションプラン、PFIをより推進させていくことではないかなと思いました。

ぜひ新分野のこと、そして、ウォーターPPPも既に6つぐらいのところがやり始めておられるということですので、どんなやり方、そして、地域の特色あるやり方、それによって何がどう変わったのかということも一緒に見せながら進めてほしい。特にウォーターPPPの場合は、いろいろな考え方の方も多分いらっしゃると思いますので、ぜひ成功例を紹介しながらやっていただきたいと思います。ぜひ新分野のところでもこんなところでも使える、DX、それから、GX、あらゆる分野でこういったPPP/PFI手法が、新しい投資、国としての投資、民間としての投資とうまくバランスよく入っていって、経済成長ができるような一つの道具立てに広まっていけばいいなと思っております。

以上でございます。

- ○飯島委員長 ありがとうございました。
 - 上村敏之委員、お願いいたします。
- ○上村敏之委員 関西学院大学の上村です。簡単にコメントを申し上げます。

今回のアクションプランの改定では、社会課題の解決と、それによる経済成長という側面が強調されていますが、これは望ましい方向性だと思います。地域課題を解決するためのツールとしてPPP/PFIがあるという認識が広まることを期待したいと思います。

私は地方にいるのですが、インターネットで買い物をするほど東京一極集中が進んで、 地域コミュニティーと地域経済が疲弊していくという実感を持っています。一方、PFIは地 域経済を活性化させるという可能性を持っていますので、地方創生の観点からも推進が重 要です。

さらに地域の経営資源の最適化という観点からもPPP/PFIは望ましいわけです。このとき、意思決定をするのがほとんどの場合は行政だというところがポイントで、つまり行政に知恵と経験がなければ実施できないというところがボトルネックなのかなと思っています。そこを突破するわけですが、そういうところに気をつけてやっていきたいと思っています。

今回のアクションプランで評価したいところは、今後10年間の目標とする具体的な事業数を定めておられることと、ウォーターPPPのように事業方式の多様化に対応していることです。個人的には指標連動方式についても一層浸透することを期待したいと思います。

あと、デジタル技術の活用も非常に重要で、特にPFIとかはすごく書類が多いわけですけれども、今話題の生成AIとかをうまく活用できないかと思う次第です。

一方で、気になる点もあります。

1つ目です。ローカルPFI、これはPPPも含むとありますが、どこまでの範囲だろうかということが若干気になりました。

2つ目です。コンプライアンスや内部統制を徹底しておかないと、官と民の癒着が発生する危険性がありますので、そういった事例が出てくると、PPP/PFIの機運が一気にしぼんでしまうこともあります。なので、ここは気をつけたいです。

3つ目です。地域別に濃淡があるのがPPP/PFIだということを、これまでずっと議論してきたわけで、地域別に目標を定めていくということも重要かもしれません。

以上です。ありがとうございます。

○飯島委員長 ありがとうございます。 それでは、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 これまでのPPP/PFIの成果を踏まえて、新たな分野を開拓しつつ、より進化した多様なPPP/PFIの手法を意欲的に深掘り、検討するという、今回のアクションプランにおいて示されている方向性は支持されるべきものと思いますし、また、賛同いたしたいと思います。

その上で、2点コメントしたいと思います。

1点目は、冒頭で山口部会長から御紹介いただいた点をほぼなぞらえるものなのですが、 新分野開拓についてであります。ここについて意欲的な領域になるものと思いますけれど も、今回、具体的な取組に示されているものに限定されず、時代の要請やニーズに合わせ た対象領域を柔軟に選択できるよう、そして、そのために事業評価と政策立案のサイクル の機動性を高められるよう努められるといいかなと思っています。

部会長からいただいたGXの点についても、まさにそのとおりだと思いますので、ここの電力だけに限らず、世の中のGXの捉え方というのも今後急速に変化していくと思いますので、PPP/PFIがそうしたものを先取りしながら動けることが望ましいなと思っています。それが1点です。

2点目は、進化した多様なPPP/PFIの手法についてであります。民と官との間をつなぐ恐らく準公共的な存在というのが極めて重要だなということを思いますと、地域経営型などのような官民連携がしっかり進められることが重要だと思っています。こうした組織の存在と人材づくりと併せて進めていくことが重要なわけですけれども、そのための成果指標、あるいは人事政策をどう考えていくのかというのが肝になるのではないかと思っています。

成果指標については、単にアウトプットとアウトカムだけでよいのかというと、事業の性格によって適切でない可能性もありますし、また、インプットだけですと、モラルハザードの問題もあり得ると思っています。人事政策においても、異動が頻繁ですと責任が曖昧になりがちかなとも思います。

市場の評価も取り入れながら、事業の評価と事業者の評価を組み合わせて行う視点があり得るかなと思っていますが、こうした視点はまだ定型化されていない新しい視点かもしれないと思っておりまして、こうしたところは地域に任せきりにせず、しっかり本会議でも議論できることが望ましいのかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

- ○飯島委員長 ありがとうございました。
 - 二本松委員、お願いいたします。
- ○二本松委員 どうもありがとうございます。二本松と申します。

今回アクションプランで事業件数として新たに10年のターゲットが明記されたところでございますが、従前の5年目標よりも大幅に件数が上がっておりまして、この分野に関連する業務に従事している私をはじめ、ほかの者としても、より今後PPP/PFIが推進されていくことが目に見えて分かるような形になっており、非常に賛同したいと思うとともに、今後、実務をやっていくに当たって、数のみにとらわれることなく、質も一緒に上げながら尽力していきたいと思った次第でございます。

また、今回、ウォーターPPPという概念を創設されるということなのですけれども、これまで水道分野のコンセッションに関しては、空港と他の分野のコンセッションとは異なって非常に採算性が厳しいということで、今後どのように推進していくのですかというような意見とかお話、相談を事業者のほうから聞いたりしておりましたし、実際に私が受ける案件の相談としても、普通の管理委託ですとか、DBOの案件が非常に多かった分野だと理解しております。

今回、アクションプランのほうでウォーターPPPということで、管理委託の中でも長期委託というところと、ちょっとよく分からなかったのですが、プロフィットシェアなのか、プロフィット・ロスシェアなのかというところもあるのですけれども、この辺りが明記されたのは非常によいことだと思っておりますし、これは水道分野に限らず、ほかの分野においても、特にプロフィットシェアとかプロフィット・ロスシェアの関係は、よく相談を受けるところではございますので、非常に影響が大きいのではないかと思いました。

最後にもう1点、太陽光の関係、新たな分野というところで、エネルギーの関係を書いていただいているのですけれども、現在でも昔に比べて、最近は公園とか水族館の案件とかで必ず自家発電のエネルギーをつくるような事業が出てきていたりしますので、今後も増えていくと思っているのですけれども、どちらかというと、単独事業で太陽光発電をやるというよりも、そういったほかの事業と組み合わせる形で自家発電というようなものも増えていくのではないかなと思っておりますので、特に公園とか、そういったところではどのように案件をカウントするのかなと、疑問に思ったところでございます。

また、太陽光に限定せずというところの発言も先ほどいただいていたところは、私もそのように思っており、ほかの再工ネに関しても御配慮いただきたいというところと、一方で、太陽光に限定されるかもしれないのですけれども、太陽光発電パネルを大量に張るということになりますので、景観等、ほかのところにも御配慮いただけるような形にしていただけるとよいなと思った次第でございます。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございました。 それでは、坂井委員、お願いいたします。 ○坂井委員 坂井でございます。前回欠席させていただきましたので、初めてということでございます。私は建築・都市計画が専門でございまして、地方で少しPFIの案件に関わったりはしておりますけれども、皆様ほどPFIについて特に研究しているわけではございませんので、ちょっと的違いの意見を言うかもしれません。どうぞよろしくお願いいたします。

私もこの案を見せていただいて、大変大きくいろいろなことが前に進んでいっているというような感じで、とても評価できるのではないかと思いました。その上で、2点ほどお話ししたいと思います。

まずは多様化・進化ということで、私も地域社会の貢献ということは、とてもよいと感じております。地方創生のほうでも少し関わらせていただいており、地元に本当にお金が落ちているのかという議論もありましたので、今回のローカルPFIは共感いたします。

ただ一方で、このローカルPFIを進めるためには、先ほどもありましたけれども、大量な資料を作らなくてはいけないとか、ある意味で技術的にかなり要求される部分が多くて、支援というもの、もしくは行政の中で、地方自治体の中での公公連携みたいに私は呼んでいますけれども、いわゆる縦割りのところでどのように連携していくのか。もちろんそれを国の内閣府が手助けはなかなか難しいかもしれませんけれども、地方自治体に行くと、中での調整が大変ですみたいなお話を聞くので、そういったことにも何か手助けできることがあるといいなと思いました。

それと、今日、御説明のあった資料の最後のページの山口とか静岡の事例を見させていただいても非常に意欲的で、こういった組み合わせをいろいろとする案件が出てくると思うのです。地方都市では公共施設の再編が進むとも思っていますので、その再編の途中でこのように組み合わせというものが出てくると考えられます。今回、それぞれの事業で100とか、ターゲットの数が出ていますけれども、この組み合わせというものを推進することと、数を作っていくということが同居するような方向でぜひ進めていただきたい。組み合わせていくということをどのように評価していくのかということも、この新しいPFIの手法を進める上では大事かと思いました。

もう1点、質と量と、今日も岡田大臣の最初のお言葉にもありましたけれども、私もその辺はずっとPFIの場合は気になっておりまして、デザインとインクルーシブという言葉でお話をさせていただきます。

私がイギリスにおりましたときに、ちょうどPFIが花盛りでございまして、そのときによく言われていたのが、量もしくは価格でやっていくと、どうしても質が落ちていくということで、デザインという言葉でよく議論されておりました。私は建築・都市計画ということもあって、デザインのことも気になるということもありますけれども、何もデザインというのはお化粧、外観というようなことではなくて、より使い勝手のいいものは、やはりデザインがいい、計画がいいということもあります。そういった視点も質を高めるためには大事だということです。

もう1点は、どうしても事業の推進となると、弱者が少し見えにくくなるのではないかというような懸念もございますので、インクルーシブな社会というのがなかなか進まない中、ぜひ事業者がインクルーシブ社会を推進することを評価してあげるといいと思います。 以上でございます。

○飯島委員長 ありがとうございました。 難波委員、お願いいたします。

○難波委員 難波です。今回のアクションプランは昨年までと比較をしても、かなり地域 経営であったりというところの踏み込んだ記述が増えてきているのは、非常に意欲的だと 思いますし、これからの方向性を示す上でも重要なのかなと思っています。なので、そう いった点で非常に評価をしています。

特に今回、地域経営の視点を持ってのローカルPFIといったところで、上流からの参画といったような文言が各所に入ってきていて、今しがた、ほかの委員の先生方からもお話があったところですけれども、地方でのPPP/PFIをどうやっていくか、そこに人材であったり企業であったりというのをどのように育成していくのか、件数をどうやって増やしていくのかというところは、まだまだ悩ましいところです。

今後、新しい契約の手法であったり、支援の仕方というのが出てくるのかもしれないですし、場合によっては、どこまで地域の企業が参画しなければいけないのか、例えば上流の部分で地域の企業が計画を書いて、絵を描いてというのは難しいかもしれないので、そういったところは、例えば外から全国的な企業が入ってくるけれども、工事であったり、そういったところは地元の企業に落ちていくというような何らかのイメージをつくっていけると、より地域経営型のPPP/PFIというのが広まりやすくなっていくのかなと思ったりしています。

また今回、ウォーターPPPの事業スキームのイメージを御提示いただいたのですが、先ほどもありましたが、プロフィットシェアというところに引っかかりを持って、どこに水道・下水道事業でプロフィットがあるか、プロフィットだけをシェアしてロスはシェアしてもらえないとなると、更新事業等に踏み込みづらくなる民間事業者が出るかもしれないので、そこは必ず片務的にならないようにしていただきたい。

あと、仮にプロフィットというところに着目をするのであれば、水に関連した例えばマイクロ水力であったり、下水道の熱とか資源活用とか、汚泥の活用とか、そういったものも含めた形の事業イメージができていって、そういった事業をパイロット的にパスファインダーとして支援していけるような形を国として取っていただくと、今回示されている意欲的な数値目標に貢献していけるのではないかなと思っています。

最後に、余談かもしれないですが、2週間前にPPPの国際会議に参加したときに、FIDIC という国際的な契約書等の標準化をしている団体が、今後、建設工事、工事だけではなくて維持管理期間も含めたライフサイクルを通じてのカーボンバランスシートを作っていくというような発言をされていました。

これはまさにPPPのようなライフサイクルで民間事業者さんと事業をやっていこうというようなものには、すごく大きな関わりがあるのかなと思っていまして、今回もGXに関連するような新しい分野が幾つか示されているのですけれども、それだけではない、再エネ事業とかだけではないライフサイクル通じたカーボンニュートラルをPPPを基に進めていくみたいな方向性が今後できていくと、それが例えばVFMを計算するときに、併せてカーボンの在り方みたいなものを試算できるとか、そういう形になっていくと、より日本のPPP/PFIの先進性を出していけるのではないかと、余談ですが思いました。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございました。

皆さんからいろいろコメントをいただいて、重複する点もあるかもしれませんが、私からも一言コメントさせていただきたいと思います。

今回のアクションプランでは、改めてPPP/PFI推進に際して、1ページのとおり、財政健全化とインフラ・公共サービスの維持向上の両立等、4つの基本的な考え方が明確に再整理されたこと、また、新たに打ち出された3つの施策はどれも分かりやすく、大変評価できるのではないかと思っております。

10年間で30兆円の事業目標の実現に向けて、5年で重点分野計70件、10年で合計575件との目標はとてもチャレンジングだと思いますが、ぜひスピード感を持ってPDCAサイクルを回していただきたいと思っております。この目標の中で、ウォーターPPPの導入による上下水道の事業化目標、10年間で200件には、関係各省庁の並々ならぬ意欲と意気込みを感じております。

PPP/PFIを推進するには、地方自治体の制度面の理解や啓蒙を深めていくことや、事業モデルに創意工夫を重ね、裾野を広げていくことも大事なのですけれども、しっかりと公共サービスを担うことができる民間企業の関心を引きつけて呼び込まなければ、PPP/PFIは成り立たないと思っております。

一方、世界経済は米欧先進国を中心に、高インフレと急速な金融引き締め、長引くロシア・ウクライナ情勢の影響、米国地域金融機関の経営破綻、中国経済の不動産市況の悪化等によって、全体としては景気の減速局面が続くと見ております。

一方で、長期的にはエネルギーコスト、原材料価格、賃金に加えて金融コストの上昇が 見込まれる中で、民間企業は、これらの上昇要因をカバーするだけの収益性を確保するこ とが必要になっています。民間企業が参画しやすい環境を整えて、適切な競争原理を働か せながら官民連携して付加価値を創出して、非常に質のよい公共サービスを維持していく こと、官民のPPP/PFIの取組のハードルが少しでも低くなるように働きかけていくことこ そが本委員会の役割であり、PFI推進機構にも期待したいと思っております。

私からは以上です。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、皆さんからの御意見を踏まえて、事務局からコメントをお願いします。

○英審議官 皆様、コメントをありがとうございました。

まず、私から包括的にお話をさせていただきたいと思います。

いろいろ意見をいただいていますが、まず一つありましたのは、10年ターゲットをつくるにしても、しっかりとPDCAサイクルを回していくこと、それから、量だけではなくて質をちゃんと高めていくことも大事だという御指摘をいただきました。

今回、意欲的というお言葉もいただきましたけれども、30兆円という目標を達成するためには、きちんとどれぐらいの規模のものが必要なのかという世界も示さないと話が進まない点ということもありまして、こういうターゲットを設定させていただきました。

ただ、これはおっしゃるとおり、PDCAでしっかり管理していくということが大事ですので、これはまた各省庁との間で進捗状況を適宜確認しながら、また、毎年このアクションプログラムも改定していく、5年間改定していくということになっていますので、その中で、そういった状況を踏まえながら適切な手だてを講じていく。こういう形のPDCAサイクルをしっかり回していきたいと思っております。

それから、ウォーターPPPについても御指摘をいただきました。これは委員の方もよく御存じかと思いますけれども、現状、運営権による事業というのが6件進んでいますが、ただ、なかなかそこに進むためのハードルが高いということもあります。その一方で、従前の管理委託制度というのは非常に短期間の維持管理を中心にしたものということで、非常にハードルの高い運営権事業と、まだ浅くて短い管理委託の2つの制度しかないという中で、間を取って、運営権ほどではないにしても、今よりもしっかりと管理委託が進むような仕組みをつくれないかということで、ウォーターPPPの制度を考えているところでございます。

詳細については、まだこれから各省庁と議論して詳細を詰めていくわけですけれども、 そこは各省庁、あるいは事業者などともよく連携を取りながら、設計を進めていきたいと 思っております。

それから、プロフィットシェアの御指摘もいただいていますけれども、これも委託をする中で、より改善に向けたインセンティブを働かせる意味でプロフィットシェアが要るという意味で書いてございますので、ロスのほうも別に否定しているつもりもないのですけれども、いろいろな投資の判断については、下水道とかは割と補助金でカバーしているところも大きくて、あまりロスのところが、プロフィットの問題よりは重くなかったという意味で、プロフィットのほうを書いているということでございます。ロスについて何か否定しているつもりはございません。

それから、新分野の御指摘もいただきました。これも現状で想定される新分野を列挙させていただいて記述をしておりますけれども、これも御指摘をいただいたように、GXの分野などは特にこれから急展開でいろいろな新しい分野が出てくることがあろうかと思います。これについてもこのアクションプランは毎年改定をしてまいりますので、その中で、また状況を踏まえて、さらに付記するようなことがあれば、その中で手だてをしていくということを考えていまして、これで1回セットしたから、それで終わりだという話ではな

いと考えております。

それから、ローカルPFIについてもいろいろ御指摘をいただきました。これもサプライサイドからの議論ではないということはおっしゃるとおりだと思っていまして、このローカルPFIの趣旨というのも、地域のことが一番分かっているのは地元の企業なので、そういった人たちの知見を生かせる分野というのは、ローカルPFIとして進めればよいのではないかという観点で制度を考えているわけでございます。

ただ、これも実際にまだ基盤というのは出来上がっていないところも多々ございまして、委員から御指摘もありましたけれども、PFIの件数も地域的な偏りが大きいところがございます。やっている自治体は複数件数をやっているけれども、まだできていない、取り組んだことがない自治体は尻込みしているところもあると思いますので、これは今、私どもも地域プラットフォームというものをつくって、まず、PFIについてちゃんと理解してもらう。それを地元の企業、それから、金融機関を含めてしっかりと知識を共有していって、PFIの醸成につなげていくという取組を今やっているところでございます。

ただ、このプラットフォーム自体が、まだ全国的に全部できているかというと、そういう状況ではないものですから、ここをしっかりと進めていって、各地域で、企業、自治体がそれぞれPFIについて理解を深めていくという形で進めていきたいと思っております。

大体以上でございますが、いろいろ御指摘をいただいてありがとうございます。まだ言葉が足りていないところもあるかもしれませんが、いただいた御指摘をよく踏まえながら、さらに進めてまいりたいと考えております。

○飯島委員長 ありがとうございました。

次の議題に移る前に、北詰委員、1の議題について何かコメントはございますか。

○北詰委員 参加が遅くなって大変恐縮でございます。

御説明については事前にお伺いしているので、それに対してということで、簡単に1点だけです。

ウォーターPPPについては、極めて慎重に進めていくべき点も多々あると考えておりますので、先ほど御説明のありましたようなレベル3.5というのは、従来できるはずのもので、一番壁になる運営権を取っただけなので、本来はいろいろできるだろうとお考えかと思いますけれども、地元での水道事業であるとか、工業用水事業、下水道、それぞれ幾つかの自治体では極めて深刻な問題を抱えているところがございますので、目標値が高いのですが、こういった高い目標値を数だけ達成しようとせずに、一つ一つの事業の問題を解決するという丁寧な対応の中で、この水道分野における事業件数を重ねていくことに注意しておく必要があるのではないかと考えております。

後から入ってきましたので、これぐらいにさせていただきます。この1点だけです。 以上です。

○飯島委員長 ありがとうございました。

それでは、事務局もこのことについても明記しておいていただきたいと思っています。

続きまして、議事2の各種ガイドラインの改正案、議事3の民間提案調査部会の設置に 移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○田村参事官 それでは、私のほうから議事2と3について、通しで説明させていただき たいと存じます。

議題2については資料2-1「ガイドライン改正(案)の概要」で説明いたします。

1ページを御覧ください。昨年秋のPFI法改正の国会審議での指摘、これらを踏まえまして、プロセスガイドラインなど4種類のガイドライン改正を考えております。なお、改正はアクションプランに合わせて6月のPFI推進会議でもって決定する予定でございます。

主な改正事項について順次説明をいたします。

まず1番、労働条件については、PFI事業を進めることで労働者の賃金等の労働条件が悪化しないようにするべきとの指摘がございました。これにつきましては、契約ガイドラインにおいて労働関係法令の遵守ですとか、社会保険料等の適正な積算を行うことが必要である旨を追記してまいりたいと存じます。

続きまして、2番の地域企業参画につきましては、地域企業の参画を進めるべきとの指摘が非常に多くございました。これにつきましてはプロセスガイドラインにおいて、事業者選定に際して地域企業の参画ですとか、地域経済への貢献、こういったものの評価において加点するといった工夫が想定されるのではないか、そのようなことを追記いたしたいと存じます。

3番目の災害時利用につきましては、PFIの対象施設が体育館等である場合には、災害時に確実に利用できるようにしておくべきであろうというような指摘がございました。これにつきましては、同じプロセスガイドラインにおいて、各施設の用途を踏まえてというのが前提ですが、災害時に活用できることが望ましい旨を追記いたしたいと存じます。

一つ飛ばさせていただきまして、5番目、実施方針の変更手続につきましては、昨年の 法改正で設けられた実施方針の変更手続というのがございますので、これについて例えば 右に記載の事項をはじめ、細かな留意点を追記いたしたいと存じます。

残っている4番についてですが、令和3年の会計検査院からの指摘を踏まえたVFMガイドラインの改正となります。

2ページを御覧ください。会計検査院の指摘は、要すれば左下の図、現行というのがございますが、現行というのは従来方式、緑色の部分ですが、ここの算定が少し過大に見積もられている可能性があるのではないか、なので、落札価格など競争の効果を反映すべきではないかというようなものでした。

会計検査院の指摘後に、自治体での運用状況などを調査した結果、入札を経て決まった 過去の類似事例の価格を実勢価格として活用している事例も見受けられたところでござい ます。このため、左下の図の現行の従来方式にありますように、現行では予算単価を積み 上げて算定している。こういったものを右下の図の改正後の従来方式というところにあり ますように、過去の類似施設の落札価格などを基に算定することが想定される。こういっ たことを新たにVFMガイドラインに追記していきたいと存じます。

その他、所要の改正を含め、各種ガイドラインについては3~5ページに記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

議題2の説明は以上でございます。

続きまして、議題3について、資料3「民間提案調査部会の設置について」において説明いたします。

3ページの上段の箱の部分ですが、そこに記載のとおり、現行のアクションプランを受けて、水道及び下水道事業の補助金交付に当たっては民間提案を求め、適切に採択することが令和5年度予算要求から要件化されております。

フローチャートのほうで説明しますと、今後、水道・下水道事業に関する民間提案があった場合、地方公共団体がこれを不採用と決定し、さらに国土交通省等もその不採用が妥当であると判断した場合であって、それが30億円以上となるものについては、内閣府と協議するという仕組みになってございます。今回設置いたします新たな部会においては、内閣府が協議への回答を行うに当たりまして、国土交通省等からの説明を受けつつ、その判断の妥当性等について調査審議をしていただく予定でございます。

なお、新たな部会に所属いただく先生方につきましては、2ページに記載の先生方にお 願いできればと存じます。

議題3の説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○飯島委員長 ありがとうございました。

それでは議事1に関することも含めまして、御質問・御意見等がございましたらお願い をいたします。いかがでしょうか。

- 二本松委員、お願いいたします。
- ○二本松委員 御発言の機会をいただきありがとうございます。二本松です。

契約ガイドラインのところで少し発言をさせていただきたいのですけれども、実際にいただいた資料の2-4のほうのPFI事業契約書作成に関する法令等の留意点というところで、新設で下線を引いていただいているところの2ページ目辺りです。3行目「事業期間を通じて、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における最新の労務、資材等の取引価格、社会保険の法定福利費や安全衛生経費等の適切な積算を行うことが必要である」という形で書いていただいて、特にこの中の資材等の取引価格に関して、昨今、非常に物価上昇のことが問題になっておりまして、特にPFIの案件では入札の札を入れたときから、実際に建設が始まるまでに非常に期間が空いてしまうというような特殊性もあります。

あと、公共工事のほうでもいろいろ物価上昇の問題があると思うのですけれども、それでも発注者のほうの対応がまちまちということもあって、非常に相談が増えているところでございます。対応にも苦慮している部分も非常にあります。

ですので、この点に関して、PFIにおける取扱い、物価上昇ですとか、取引価格の適正化というところの取扱いにつきまして、もう少し具体化したような検討をお願いできないか

なと思っている次第でございます。ありがとうございます。

○飯島委員長 ありがとうございます。

北詰委員、お願いいたします。

○北詰委員 資料2-1の各種ガイドライン改正案の概要の1ページの表になっているところの労働条件のところです。要約して書いていただいているからだと思うのですが、労働者の賃金等の労働条件が悪化しないようにということなのですが、これは何に比べて悪化しないようになるのだろうというのが分かりにくいです。

細かく資料を見れば分かるのかもしれませんけれども、例えば同じタイプの事業でPFIを導入しなかった場合と比べてなのか、長い期間、15年、20年の契約期間の中で社会状況が変化して、ほかだったら随分改善するのに、その契約期間が最初に決まったルールだけで決まっていくので、相対的に条件が悪くなっていくとか、VFMを出すために一番中心になっていくのは当然財政支出の削減みたいなところが多いので、できるだけ下げようということで、結局、労働者に払う賃金及びそれに付随するいろいろな支払費用を、ある意味では過剰に下げてしまうことを指しているのか、その辺りの整理をお伺いしたいなと思って質問いたしました。よろしくお願いします。

- ○飯島委員長 ほかにはございませんでしょうか。 難波委員、どうぞ。
- ○難波委員 質問というよりはコメントなのですけれども、このVFMガイドラインのほうで実勢価格というか、自治体の落札価格を参考にすべしという文言自体に反対はないのですが、ただ、従来方式の工事とかの場合に、例えば最低制限価格に張り付いていたりとか、低入札調査価格に張り付いているような事例というのが地域・自治体、あるいは分野によってはあり得るので、単純に落札価格を常に参照すると非常に危険なのかなと思うので、何らかの注意書きをどこかにしていただけるといいなと思いました。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございました。

まだまだ御質問があれば、この後、今3人の方から御意見をいただいたので、これに対する事務局のコメントをまずいただいて、また審議を続けたいと思います。よろしくお願いします。

○田村参事官 事務局から回答させていただきたいと思います。

二本松先生からいただいた物価高騰などの部分のところ、契約に関するガイドラインについてです。個々の発注者である公共団体、施設の管理者において適切に判断していただくことが大切だと思っておりますので、このガイドラインの改定を契機に、我々は引き続き情報提供なり、そういうことが重要であることを促してまいりたいと考えてございます。また、北詰先生からございました労働条件が悪化しないようにというところの趣旨です

が、表現ぶりは必要があれば少し考えたいと思いますが、意味としてはPFIをやることによって過剰に賃金が下がらないようにとか、PFIによって労働条件が悪化しないようにとい

う趣旨を盛り込みたいという思いでございます。

最後、難波先生から御指摘がございました落札価格を参考にというところは、落札価格の中には低入札とかもあるのでということで、そのままだと危険だという御指摘はそのとおりでございますので、その辺は、どこかでそうではない、例えば低入札のものは除くとか、そういうものはどこかで注意喚起ができるように表現ぶりの見直しを含めて検討したいと存じます。

以上でございます。

- ○北詰委員 1点だけ補足なのですが、よろしいですか。
- ○飯島委員長 どうぞ。
- ○北詰委員 労働条件のところの質問ですけれども、要するにPFI事業は、民間が新たに何かいろいろなものを提案してきた中で仕事をすることになるので、通常の事業での労働に比べて、例えば高いスキルを要求されたりとか、あるいは独特の環境で労働することを要求されたりすることはあり得ると思うのです。そういったものにちゃんと見合った賃金なのかという辺りが、この労働条件が悪化しないようにという表現の中から読み取れないので、何かすごいスキルを要求されたり、特別な作業を要求されるのに、皆さんと同じ賃金でしたとか、そういうようなことがあると、相対的に労働条件の悪い状態ということになると思いますので、そんな含みが分かればいいかなと思います。

これはコメントですので、御対応は先ほどの返事で分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いします。

- ○飯島委員長 事務局、何か追加はございます。
- ○田村参事官 北詰先生、ありがとうございます。 その辺の趣旨がちゃんと読めるように検討したいと思います。
- ○飯島委員長 上村多恵子委員から手が挙がっていますので、よろしくお願いいたします。 ○上村多恵子委員 VFMのところです。会計検査院からの御指摘で、落札価格の金額でということもあるのですけれども、VFMのところが金額ベースのカウントの仕方だけではなく、どのようにこのVFMを自治体の予算分に、あるいは決算のバランスシートから省いていくか、そういうところまで踏み込んでVFMを使わないと、単にVFMとしては、これぐらいのところが支出が減りましたよと、それをどのようにバランスシートに反映していくのかというような議論というか、そういうことについては、そこまで踏み込んでないことになるのでしょうか。もう一度、VFMところの表を開けていただけますか。カウントだけのことを言っているという理解になるのでしょうか。
- ○飯島委員長 本件についてコメントをお願いします。
- ○田村参事官 御意見をありがとうございました。

PFIにおいてVFMを求めるのは、個々の事業において従来型で公共がやった場合との差分といいますか、どれだけ財政効率に寄与するかという趣旨でVFMを弾いておりますので、個別事業の判断に当たって行っているという理解かと存じます。バランスシートまで踏み込

んで、もちろんそういう重要な点はありますけれども、そこまで今のこのVFMのガイドラインではなっておりませんので、長い目で見た課題として少し考えてまいりたいと存じます。 〇上村多恵子委員 そこをやっていくと、PPP/PFIが財政規律に本当に反映されながら寄与しているかというのが出てくると思いますので、さらにVFMとバランスシートというところの手法にも踏み込んでいくべきだと思います。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございました。

ほかにはございませんでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、この議事2のところで、事務局からさらに最後に追加のコメントとか何かがあったら、もうこれで十分だということだったら、それでも結構ですけれども、いかがでしょうか。

特にないということですので、それでは、議題3の新部会の設置について、委員会として決定する必要がございますので、決を採りたいと存じます。御了承いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○飯島委員長 ありがとうございました。

それでは、新部会を設置することとさせていただきたいと思います。

なお、今後、政府においては委員会での議論を踏まえて、アクションプランの改定、ガイドライン改正を決定していただきたいと思います。今後の調整については、委員長の私に御一任していただきたいと思いますが、これもよろしいでしょうか。

(委員首肯)

○飯島委員長 御一任いただきありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、本日の議事はここまでにさせていただければと思いますので、事務局にお返 しをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田村参事官 本日は、長時間にわたりまして、熱心に御議論いただきましてありがとう ございました。

今後のスケジュールといたしましては、本年版のアクションプランについては、6月上旬に開催予定のPFI推進会議にて審議される予定でございます。

委員の皆様方におかれましては、活発に御議論いただき誠にありがとうございました。 それでは、以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。